

県産材建築プロモーション活動支援事業実施要領

第1 趣 旨

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 目 的

本事業は、県産材を利用した建築物（県内に所在するものに限る。以下同じ。）の完成見学会や構造見学会等（以下「見学会等」という。）の開催により、来場者に対して、県産材のPRを行い、住宅等の建築における県産材利用を促し、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した県産材需要の回復を図ることを目的とする。

第3 事業の内容等

別表1に定めるとおりとする。

第4 募集

募集の開始及び終了は、県のホームページに掲示する。募集は、予算額に達し次第、終了する。

第5 事業の申込み等

- 1 本事業により見学会等を実施しようとする者は、見学会等を実施する原則 10 日前までに、事業申込書（別記第 1 号様式）により、事業を所管する地域振興局長又は新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「局長等」という。）に提出する。このとき、当該見学会等について県ホームページに掲載を希望する場合は、その旨を申し込むことができる。
- 2 局長等は、1 の事業申込書の内容を確認し、適当と認めた場合は、交付予定者として、申込みをした者に通知する。
- 3 事業実施主体は、2 の規定により通知を受けた事業申込内容について変更を行う場合は、事業変更申込書（別記第 2 号様式）を局長等に提出する。
- 4 事業実施主体は、事業申込みを取り下げの場合は取下届（別記第 3 号様式）を局長等に提出する。

第6 交付申請兼実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書兼実績報告書（要綱別記第 1 号様式の 5）に関係書類を添えて、局長等に提出する。

第7 完了検査

局長等は、事業実施主体から交付申請書兼実績報告書の提出があった場合、速やかに完了検査を行う。

第8 交付決定及び額の確定

局長等は第7による検査の結果、交付申請書兼実績報告書が適切であると認めた場合は、事業実施主体に対し補助金交付決定を行うとともに額の確定を行い、補助金の交付を行う。

第9 補助金の返還

補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長等は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則、要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

附則

この要領は、令和2年11月2日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表1 (事業の内容等)

事業の内容	補助対象 経費	補助率	採択基準	備考
<p>県産材を利用した建築物の見学会等を開催し、県産材をPRする取組</p>	<p>県内において開催する見学会等の実施に直接要する別表2の費用</p>	<p>定額(10万円を上限とする。)ただし、千円未満切り捨てとする。</p>	<p>以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 見学会等を行う建築物は、10㎡以上の県産材を利用した建築物であること。ただし、現し、内装・外装等に県産材を利用した建築物にあつては、次のいずれかを満たすものであること。 ア 新築の場合は、3㎡以上の県産材を利用した建築物であること。 イ リフォームの場合は、1㎡以上の県産材を利用した建築物であること。</p> <p>(2) 見学会等は、土日祝日を2日間以上含む日程であること。</p> <p>(3) 見学会等の会場には、説明者として常時2名以上の人員を配置すること。</p> <p>(4) 見学会等の開催については、インターネット、新聞折込チラシ、テレビ広告、SNS等で周知を行い、かつ、来場者に対し、県が提供するパンフレット、のぼり旗等を用いて県産材について次の項目のPRを行い、県産材の利用を働きかけること。 ア 県産材の利用状況 イ 県産材(木材)の良さ ウ 県産材を利用する意義 エ 県産材利用に対する支援制度</p> <p>(5) 建築物に利用された県産材が直接目視できない場合は、施工中の写真等を用いて県産材の利用状況を説明すること。</p> <p>なお、採択は、1建築物につき、1回限りとする。</p>	<p>県が指定するアンケート調査の配布及び回収に協力すること。</p>

別表 2 (補助対象経費)

経費区分	内容
印刷製本費	見学会の案内チラシ、ダイレクトメール、資料の印刷等
委託費	見学会の案内広告の折込・配布、会場の消毒・清掃等を他の者に委託する場合に要する経費等
通信運搬費	見学会の開催に要する郵便代、運送代等
旅費	見学会の開催等に要する旅費
謝金	見学会で説明を行う建築主等に対する謝礼
消耗品費	見学会の開催に伴う消毒液、スリッパ等の消耗品の購入に要する経費
その他局長等が特に必要と認める経費	内容については、事前に局長等に協議すること。

(第1号様式)

年 月 日

様

申請者
住所
氏名(名称)

印

年度 県産材建築プロモーション活動支援事業申込書

県産材建築プロモーション活動支援事業実施要領第5の規定に基づき、下記のとおり事業の実施を申し込みます。

記

1 事業計画

開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (〇時から〇時まで)	
開催場所	〇〇市〇〇番地	
周知の方法	チラシ・DM・広告(新聞、雑誌等)・SNS その他()	
見学会を行う建物 ※補助を受けるためには、 右のいずれかに該当する 必要があります。	県産材利用量 10 m ³ 以上	有・無
	(なしの場合) 現しや内装・外装等での県産材利用 (新築3 m ³ 以上、リフォーム1 m ³ 以上)	有・無
PR資材の希望数	希望数：PRのぼり旗 ___枚、パンフレット ___枚 ※一件あたり、のぼり旗4枚、パンフレット100枚程度と想定しています。 ※のぼり旗とパンフレットの配布残は、返却してください。	

2 県ホームページ※への掲載(希望のある場合)

タイトル(20文字程度)	(例) 県産材をふんだんに利用した家づくり見学会
問合せ先(予約先)	〇〇〇工務店 電話番号：025-000-0000 担当：
URL	https://www
PRポイントや来場時の注意事項など(100文字程度)	(例) 地元〇〇市産の木材をふんだんに利用した木の温かみを感じる住宅です。 (例) 見学会は完全予約制です。 (例) 来場時はマスクの着用をお願いします。

※「緑(森林・林業)の窓口」に特設ページを制作し、見学会等について紹介します。

(URL:https://www.pref.niigata.lg.jp/site/rinsei-midorinomadoguchi/)

※別途、掲載用の写真(1枚)を電子データで提供をお願いします。

担当者連絡先	担当者氏名：〇〇〇〇(所属：〇〇課) 電話：025-000-0000 FAX: Email: ※PR資材の送付先が、申請者の名称・住所、ご担当者氏名・電話番号と異なる場合は、別途記載してください。
--------	---

(第2号様式)

年 月 日

様

申請者
住所
氏名(名称)

印

年度 県産材建築プロモーション活動支援事業変更申込書

県産材建築プロモーション活動支援事業の事業内容を変更したいので、県産材建築プロモーション活動支援事業実施要領第5の3の規定に基づき、変更申込書を提出します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

変更項目	当初	変更

(第3号様式)

年 月 日

様

申 請 者
住 所
氏名 (名称)

印

年度 県産材建築プロモーション活動支援事業取下届

年 月 日付け第 号で通知を受けた本事業について、事業の実施が困難となったため、
県産材建築プロモーション活動支援事業実施要領第5の4の規定に基づき、取下届を提出しま
す。

記

取下げの理由

第1号様式の5（県産材建築プロモーション活動支援事業）

年 月 日

様

申請者
住所
氏名(名称) 印

年度県産材建築プロモーション活動支援事業交付申請書兼実績報告書

このことについて、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により交付申請及び実績報告をします。

1 事業実績

開催日時	年 月 日から 年 月 日まで（〇時から〇時まで）	
開催場所	〇〇市〇〇番地	
来場者数	〇〇人	
周知の方法	チラシ・DM・広告（新聞、雑誌等）・SNS その他（ ）	
建築物の詳細	①県産材利用量	〇〇㎡(新築・リフォーム)
	②新潟県産材の家づくり支援事業の活用	有・無
県産材のPR内容とその方法等		
事業完了年月日	年 月 日	

2 事業費

(1) 交付申請額 (単位：円)

実行経費(A) (補助対象経費の合計額)	交付申請額(B)
	(A)の千円未満切捨て、上限10万円

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費	備考
実行経費(A) (補助対象経費の合計額)			

3 添付書類

(1) 領収書等の書類(写し)

※補助対象経費について、支出した日付、品目、金額(税抜)の3点分かる領収書等の書類の写し

(2) 現地写真

※PRの実施状況、人員(2名以上)の配置がわかる写真

(3) 事前周知の方法が分かる資料

※見学会等を周知したチラシや広告の写し等

(4) 県産材利用量に関する書類(写し)

①新潟県産材家づくり支援事業を活用した建築物の場合

※県産材納品書兼証明書の写し等

②新潟県産材家づくり支援事業を活用していない建築物の場合

※県産材の産地証明書(写し)と納材伝票等

(5) 現しや内装・外装等での利用箇所が分かる図面

※県産材利用量が10 m³以上の場合は提出不要